



令和6年第3回
大阪南消防組合議会
定例会会議録

令和6年11月8日開会
令和6年11月8日閉会

大阪南消防組合議会

令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会会議録

◇令和6年11月8日（金）午前10時0分より大阪南消防組合屋内訓練場において開会

◇議事日程

日程第1		議会運営委員会委員長報告
日程第2		会議録署名議員の指名について
日程第3		会期の決定について
日程第4		議長の辞職許可について
日程第5	選挙第3号	議長の選挙について
日程第6		副議長の辞職許可について
日程第7	選挙第4号	副議長の選挙について
日程第8	選任第2号	議会運営委員会委員の選任について
日程第9	報告第7号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」
日程第10	報告第8号	専決処分報告について「財産の取得について」
日程第11	報告第9号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」
日程第12	議案第34号	大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	議案第35号	大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14	認定第1号	令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第15		一般質問について
追加日程第1		閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（18名）

1番	遠藤智子議員
2番	丹羽 実議員
3番	峯 弘之議員
4番	笠原由美子議員
5番	生田達也議員
6番	西田いく子議員
7番	草尾勝司議員
8番	三島克則議員
9番	中村保治議員
10番	沼本彩佳議員
11番	國下尊央議員
12番	高田伸也議員
13番	尾崎哲哉議員
14番	峯 満寿人議員
15番	奥山 渉議員
16番	笹井喜世子議員
17番	山本忠司議員
18番	千福清英議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	富宅正浩
副管理者	吉村善美
副管理者	西野修平

副管理者	山入端 創
副管理者	岡田一樹
副管理者	田中祐二
副管理者	森田昌吾
副管理者	菊井佳宏
代表監査委員	巽 完次
消防局長	小池一彰
局次長	京谷倫之介
局次長兼河内長野署長	二口 豊
局次長兼柏羽藤署長	奥谷裕之
警防部長	山本克也
富田林署長	山口慎太郎
総務部長	永橋宏隆
警防部次長	保田知孝
指令センター長	黒岡一起
警防部次長	武田嘉泰
会計管理者	北野佳則

○職務のため出席した職員

書記長	日山達男
担当職員	宮崎充弘
書記	小林大吾
担当職員	岸之上裕二

△開会 午前10時0分

○笠原由美子議長 皆様、おはようございます。本日は、令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会の開催にあたりまして、ご通告申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変にご多忙中にもかかわらず、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の運営にあたりまして、円滑な議事の進行に努めて参りたいと思いますので、どうか皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして消防組合管理者からご挨拶をお受けしたいと思います。

◎富宅正浩管理者 議長。

皆様、改めましておはようございます。管理者の富宅でございます。

本日は、令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集賜りまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

本日は、報告案件3件、人事案件2件、決算認定1件の合計6案件を提出させていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○笠原由美子議長 富宅管理者、どうもありがとうございました。

ここで新たに副管理者にご就任をされました西野河内長野市長、菊井千早赤阪村長から皆様にご挨拶との申し出がございましたので、お受けすることにいたします。

それでは、まず始めに西野河内長野市長からお願いを申し上げます。

◎西野修平副管理者 ただいま、ご指名をいただきました、この度、副管理者に就任させていただきました河内長野市の西野修平でございます。近隣市町村長の皆様とともに職責を全うしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○笠原由美子議長 西野河内長野市長、どうもありがとうございました。それでは次に菊井千早赤阪村長お願いを申し上げます。

◎菊井佳宏副管理者 はい、ただいまご紹介賜りました千早赤阪村長の菊井でございます。この度、7月16日から村長に就任させていただきました。副管理者としまして先輩の市町村長とともに、議員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りながら頑張っていきたいと思っておりますのでどう

かよろしく願いいたします。

○笠原由美子議長 菊井村長、どうもありがとうございました。

続きまして、今回、太子町及び河南町において選挙がございました。新たに選出をされました議員にご挨拶をお願いしたいと思います。太子町、西田議員お願いいたします。

◆（西田いく子議員） おはようございます。太子町の西田です。よろしく願いいたします。

○笠原由美子議長 ありがとうございます。次に河南町、高田議員お願いいたします。

◆（高田伸也議員） 河南町選出の高田でございます。よろしく願いいたします。

○笠原由美子議長 ありがとうございます。

ここで出席議員の確認をいたします。ただ今の出席議員数は、18名となり、定足数に達しております。よって、ただ今から令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議に入ります。

このたび改選のありました議員の議席の指定を行いたいと思います。6番 西田いく子議員、12番 高田伸也議員。よろしく願います。

以上のとおり各議員の議席を指定いたします。どうぞよろしく願い申し上げます。

△開議

○笠原由美子議長 それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告を議題といたします。奥山渉議会運営委員会委員長、ご報告をよろしく願いいたします。

◆15番（奥山渉議員） （挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、委員長。

◆15番（奥山渉議員） 皆様おはようございます。議会運営委員会の奥山渉でございます。

ただいまから、去る10月25日と本日9時30分に開催いたしました議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

まず本定例会の日程につきましては、お手元の議案書議事日程表のとおり15件となっております。

定例会の流れといたしましては、まず、議長より会議録署名議員の指名を行い、続いて会期を決定いたします。なお、会期は、本日、令和6年11月8日、1日間とさせていただきます。

また本定例会は、役員改選となっておりますので、まず議長の辞職許可については副議長の議事運営により、議長の辞職について、を議題とし、辞職を許可した後、直ちに議長の選挙を行い、新議長を選出、就任の挨拶を受けて交代いたします。

続いて副議長の辞職許可について、を議題とし、辞職を許可した後、直ちに副議長の選挙を行い、新副議長を選出し、就任の挨拶を受けます。

次に、議会運営委員会委員選任を議長による指名推選の方法で行い、その後、本会議を暫時休憩し、委員会委員長及び副委員長を互選するため2階会議室に於いて議会運営委員会を開催いたします。

委員長、副委員長が決まりましたら、議会運営委員会を終了して定例会を再開し、議案に移ります。

本日の提出議案は、報告案件が3件、同意案件が2件、決算認定1件となっており、最後に一般質問となっております。一般質問の後、議会運営委員会から閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、議題とする予定でございます。

定例会の流れといたしましては、以上となりますが、前回から引き続き携帯情報端末の持込み及び使用について調査研究を行いました。本委員会では別紙の内容により、本定例会では試験的に使用し、次回の令和7年第1回定例会から導入することで決定となりましたのでご報告申し上げます。

以上が本日の議事日程など、当委員会で協議決定いたしました内容でございます。議員各位におかれましては、よろしくご理解いただき、円滑なる議会運営ができますことをお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

○笠原由美子議長 ありがとうございます。ただいまの奥山委員長報告どおり本定例会の運営を行いたいと思いますので、ご協力のほどどうぞよろしく願い申し上げます。

○笠原由美子議長 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において6番 西田いく子議員、9番 中村保治議員を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決しました。

○笠原由美子議長 さて、私、このたび議長の職を辞職したく、本日付けをもって辞職願を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、副議長と交代をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔笠原議長降壇除斥 尾崎副議長 議長席に着く〕

○尾崎哲哉副議長 それでは、私から議事を進めさせていただきます。

日程第4、議長の辞職許可について、を議題とします。本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、当該人は除斥の対象と認められます。

本日付けで笠原由美子議長から提出されました辞職願を、議会書記長に朗読していただきます。書記長お願いします。

〔日山達男書記長 登壇〕

○日山達男書記長 朗読いたします。辞職願

私儀、今般一身上の都合により大阪南消防組合議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可が得られますようお願いいたします。

令和6年11月8日

大阪南消防組合議会副議長 尾崎哲哉様

大阪南消防組合議会議長 笠原由美子

以上でございます。

○尾崎哲哉副議長 朗読は、終わりました。

お諮りします。笠原由美子議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○尾崎哲哉副議長 ご異議なしと認めます。よって笠原由美子議員の議長の辞職を許可することに決しました。笠原由美子議員の入場を許可します。

〔4番 笠原由美子議員 入場〕

○尾崎哲哉副議長 ただいま議長が欠員となりました。よって日程第5、選挙第3号 議長の選挙について、を議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○尾崎哲哉副議長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名は、私の方から行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○尾崎哲哉副議長 ご異議なしと認めます。よって指名は、私から行います。

大阪南消防組合議会議長に富田林市から選出されております草尾勝司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました草尾勝司議員を大阪南消防組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○尾崎哲哉副議長 ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました草尾勝司議員が満場一致をもちまして大阪南消防組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました草尾勝司議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

ただいま議長に当選されました草尾勝司議員から発言の申し出がありますので、許可します。

〔草尾勝司議長 登壇〕

○草尾勝司議長 貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶させていただきます。

先ほどは、議長の選挙におきまして私をご指名いただき、満場一致でご承認いただきましたこと、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

議員の皆様方を初め、理事者並びに消防職員の皆様方のご協力を賜り、この重責を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○尾崎哲哉副議長 それでは、私の任務は、これで終わりましたので、新議長と交代します。ご協力ありがとうございました。

〔尾崎副議長降壇 草尾議長 議長席に着く〕

○草尾勝司議長 改めまして、議長の草尾勝司でございます。円滑な議事進行に努めてまいりたいと思っております。皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

○草尾勝司議長 日程第6、副議長の辞職許可について、を議題といたします。本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、当該人は除斥の対象と認められますので、尾崎議員の除斥を求めます。

〔尾崎副議長除斥〕

○草尾勝司議長 本日付けで尾崎副議長から提出されました辞職願を、議会書記長に朗読していただきます。書記長よろしくお願いします。

〔日山達男書記長 登壇〕

○日山達男書記長 朗読いたします。辞職願

私儀、今般一身上の都合により大阪南消防組合議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可が得られますようお願いいたします。

令和6年11月8日

大阪南消防組合議会議長 様

大阪南消防組合議会副議長 尾崎哲哉

以上でございます。

○草尾勝司議長 朗読は終わりました。

お諮りします。尾崎哲哉議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって尾崎哲哉議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔13番 尾崎哲哉議員 入場〕

○草尾勝司議長 次に日程第7、選挙第4号 副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

お諮りします。指名は、私の方から行なうこととさせていただきます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって指名は、私から行います。

大阪南消防組合議会副議長に、河内長野市から選出されております、三島克則議員を指名いたします。

お諮りします。ただ今指名いたしました三島克則議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、三島克則議員が満場一致をもちまして消防組合議会副議長に当選をされました。

ただ今副議長に当選されました、三島克則議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、三島克則議員から発言を求められておりますので許可をいたします。

〔三島克則 副議長 登壇〕

◆三島克則副議長 (挙手)

○草尾勝司議長 三島克則議員

◆三島克則副議長 ただ今、草尾議長からご指名を受けました。そして皆様方から満場一致でご承認をいただきありがとうございます。河内長野市選出の三島でございます。

これからは、草尾議長とともに当組合議会運営に関しまして尽力をさせていただきたいと思っております。何卒よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○草尾勝司議長 ありがとうございます。それでは、引き続き議事を進めます。

○草尾勝司議長 次に日程第8、選任第2号 議会運営委員会委員の選任について、を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、私からの指名による選任とすることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、私から指名をいたします。

議会運営委員会委員に、1番 遠藤智子議員、3番 峯弘之議員、6番 西田いく子議員、12番 高田伸也議員、14番 峯満寿人議員、16番 笹井喜世子議員、17番 山本忠司議員、18番 千福清英議員。以上の方々に指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました議員は、議会運営委員会委員に選任をされました。

それでは、ここで暫時休憩し、休憩中に議会運営委員会を2階会議室でお開き願ひ、正副委員長の互選をお願いいたします。それでは休憩いたします。

△休憩 午前10時22分

△再開 午前10時35分

○草尾勝司議長 休憩前に返り、これより本会議を再開いたします。

ここでご報告いたします。休憩中に開かれました議会運営委員会において正副委員長の互選が行われました結果、委員長に山本忠司議員、副委員長に高田伸也議員がそれぞれ互選されましたので、お知らせをいたします。

○草尾勝司議長 次に、日程第9、報告第7号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。消防局長、小池です。

○草尾勝司議長 小池消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の8ページをお開きください。日程第9、報告第7号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、損害賠償額の決定について、でございます。これは、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和6年6月10日に専決処分させていただいたことについて報告するものでございます。

令和6年5月19日6時28分頃、富田林市美山台のマンションにて発生した心肺停止が疑われる救急事案に消防隊及び救急隊にて出場、マンション入口のロボットゲートを2台続けて通

過しようとした際に、ゲートバーが降下してきて2台目の消防隊車両右後部と接触、ゲートバーを破損させたものでございます。損害賠償の額は、4万1,800円でその全額を全国市有物件災害共済会から補填したものでございます。尚、事故処理については救急事案終了後に実施したため、救急活動に支障はございませんでした。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆2番(丹羽実議員) (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 丹羽議員。

◆2番(丹羽実議員) 私から質問させていただきます。損害賠償額の金額については、意義はございません。今回の破損事故の経緯について、どのような原因でそのように発生したのか、詳細な説明をお願いいたします。また再発防止策として、実施されている内容、今後に向けた取り組みについてお聞かせください。

○草尾勝司議長 只今の件について、答弁を求めます。

◎山口慎太郎富田林署長 (挙手) 議長。富田林消防署長、山口です。

○草尾勝司議長 山口富田林消防署長。

◎山口慎太郎富田林署長 議員ご質問の内容についてお答えいたします。

富田林市美山台で発生した救急事案は、患者が心肺停止状態であったため救急車と消防車が同時出場いたしました。発生場所はマンションで、入口にはゲートバーが設置されており、マンション側からは、事前に開閉リモコンが貸与されていました。

今回の事故は、1台目の救急車がリモコンでゲートバーを開け進んだのち、その時点ではゲートバーが下りてこなかったため消防車で進んだところ、ゲートバーが下り消防車の右側後部と接触して破損に至ったものでございます。このゲートバーは、1台が通過するごとに、一旦バーが下りる構造になっており、本来は1台が通過したのち、後続車両が通過する際は再度リモコンでバーを開ける必要がございましたが、機関員の誤った認識と心肺停止患者の事案で気が焦っていた事により、1台目の救急車通過後、バーが下りてくる前にゲートに進入してしまったもので、ヒューマンエラーが要因と考えられることから、防ぎ得た事故であると考えております。

現在、事故防止のため3消防署とも緊急車両を運転する全ての職員を対象に、消防庁舎敷地内及び管内にある自動車教習所のご協力のもと敷地を借用させて頂き、運転技術の向上、適切な車両誘導等、事故防止を目的に技術講習を実施しております。

今後は安全運転管理者を中心に事故の検証はもちろんのこと、全職員に事故の内容を周知させ、再発防止に向け消防局一丸となり取り組んでまいります。以上でご対応させていただきます。

○草尾勝司議長 他、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

なお、報告第7号については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

○草尾勝司議長 次に、日程第10、報告第8号 専決処分報告について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 小池消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の10ページをお開きください。日程第10、報告第8号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、財産の取得について、でございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年7月22日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。

取得いたしました財産は、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車です。取得価格は6,072万円、取得の相手方は株式会社モリタ関西支店です。次ページ以降に入札結果を参考として掲載しております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げるべきではございますが、日程上議会の開催も思うにまかせない状況で、早期に本契約しなければ納期に影響があり、専決処分とさせて頂いた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第10、報告第8号 専決処分報告を承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第8号、専決処分報告 財産の取得については、原案のとおり承認することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第11、報告第9号 専決処分報告について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 小池消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の14ページをお開きください。日程第11、報告第9号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、損害賠償の額の決定について、でございます。これは、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和6年9月3日に専決処分させていただいたことについて報告するものでございます。

これは令和6年6月22日21時36分頃、富田林市向陽台にある病院へ救急搬送した際に病院入口の縁石に救急車の右前輪が乗り上げ、縁石を破損させたものでございます。損害賠償の額は31万1,300円で、その全額を全国市有物件災害共済会から補填したものでございます。尚、同乗の傷病者、家族並びに隊員に負傷等はありませんでした。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆2番(丹羽実議員) (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 丹羽議員。

◆2番(丹羽実議員) 河内長野の丹羽でございます。質問をさせていただきます。

先ほどの第7号と同じく損害賠償の額については、異議はありません。事故の内容について、もう少し詳しくお聞きをいたします。

なぜ縁石に乗り上げ破損をさせたのか、不注意、ケアレスミスであったのか。また、今後、どのような点に注意をすれば、同様の事故を防げるのか。そして、どのような対策を今とっているのか詳しくお聞きをいたします。

○草尾勝司議長 只今の件について、答弁を求めます。

◎奥谷裕之柏羽藤消防署長 (挙手) 議長。柏羽藤消防署長、奥谷です。

○草尾勝司議長 奥谷柏羽藤消防署長。

◎奥谷裕之柏羽藤消防署長 お答えさせていただきます。

今回の事故は、緊急執行中に搬送先医療機関の敷地内で左折する際、狭あいのため右側に寄ったところ、右前輪を縁石に乗り上げてしまったもので、夜間で視認性が悪かったこと、並びに無事に医療機関まで到着した安堵感により、緊張感が弛んだことから発生した事故であると考えております。

併せて今回は、運転手及び助手席に乗車している隊長が、周囲の状況を共有できなかったことも原因であると考えており、今後は声を掛け合い、消防署に帰署するまで、緊張感をもって運転するよう指導しております。

また、先ほど山口富田林消防署長も申しましたが、現在行っている車両技術講習の際、同様の事故が発生しないよう注意喚起を行うなど、職員研修を計画的に実施し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○草尾勝司議長 他、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終わります。

なお、報告第9号については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

○草尾勝司議長 次に、日程第12、議案第34号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の16ページをお開きください。日程第12、議案第34号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

監査委員はご承知のとおり、地方自治法第196条第1項の規定により消防組合議会から1名並びに識見を有する者から1名を選出していただいております。今回、消防組合議会から選出していただく監査委員におかれましては、役員選出に関する申し合わせ事項におきまして、柏原市選出議員の中から監査委員を選任することとなっております。そこで、財務管理のほか行政運営等に関し、すぐれた見識を持っておられます中村保治議員にお願いしたいと存じます。

お名前は、中村保治様、ご住所は柏原市片山町、昭和32年生まれの67歳でございます。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議、ご同意いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、該当人は除斥の対象と認められますので、中村保治議員の除斥を求めます。

〔9番 中村保治議員 退室除斥〕

○草尾勝司議長 本件につきましては、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。

それではお諮りします。日程第12 議案第34号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号については、原案どおり同意することに決しました。中村議員の除斥を解きます。

〔9番 中村保治議員 入室〕

○草尾勝司議長 次に、日程第13、議案第35号 大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○草尾勝司議長 小池消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の17ページをお開きください。日程第13、議案第35号 大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、でございます。

これは、大阪南消防組合公平委員会委員の布施氏が、令和6年11月の任期満了に伴いまして、当消防組合公平委員会委員を再任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

布施裕氏は、ご住所が羽曳野市羽曳が丘、生年月日は、昭和27年生まれの72歳、略歴につきましては議案書をご参照いただきますようお願いいたします。なお、委員の任期は4年でございます。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○草尾勝司議長 説明は終わりました。質疑にはいりません。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。日程第 13、議案第 35 号 大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号については、原案どおり同意することに決しました。

○草尾勝司議長 次に、日程第 14、認定第 1 号 令和 5 年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、を議題といたします。

会計管理者の説明を求めます。

◎北野佳則会計管理者（挙手）議長。会計管理者、北野です。

○草尾勝司議長 北野会計管理者。

◎北野佳則会計管理者 認定第 1 号、令和 5 年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。お手元の決算書、2 ページをお開き願います。

歳入歳出の款項別収支決算状況につきまして、まず、2 ページの歳入をご説明申し上げます。

款 1 分担金及び負担金の収入済額は 29 億 4,784 万 5,214 円でございます。

内訳といたしまして、項 1 分担金の収入済額は 28 億 9,703 万 2 千円でございます。これは、旧柏原羽曳野藤井寺消防組合を構成しておりました三市からの分担金でございます。分担金の按分方法は、20%が均等割、80%が各市の世帯数割となっております。項 2 負担金は、5,081 万 3,214 円を受け入れております。これは、広域関連負担金といたしまして、大阪南消防組合を構成しております 8 市町村からの負担金でございます。負担金の按分方法は、柏原市、羽曳野市、藤井寺市の 3 市が基準財政需要額割となっており、その他の 5 市町村は基準財政需要額割を含む、5 市町村で締結した協定書に基づいた 2 段階割を用いた按分となっております。

次に、款 2 使用料及び手数料の収入済額は、285 万 9,620 円でございます。内訳といたしまして、項 1 使用料 1 万 1,510 円を受け入れております。これは、消防庁舎敷地内の電柱敷地料 4 本分でございます。項 2 手数料 284 万 8,110 円を受け入れております。これは、危険物施設の検査手数料等、条例に基づく手数料でございます。

次に、款 3 国庫支出金及び、款 4 財産収入につきましては、収入がございませんでした。

次に、款 5 繰越金、項 1 繰越金の収入済額は、2,602 万 8,621 円でございます。これは、令和 4 年度の剰余金を受け入れたものでございます。

次に、款 6 諸収入の収入済額は、1,353 万 5,243 円でございます。内訳といたしまして、項 1 消防組合預金利子 4 万 9,791 円を受け入れております。これは、歳計現金の運用利子でございます。項 2 雑入 1,348 万 5,452 円を受け入れております。これは、派遣人件費補填金、救急支弁金等でございます。

次に、款 7 組合債、項 1 組合債の収入済額は、20 億 1,100 万円でございます。これは、高機能消防指令センター消防広域化改修整備、はしご車（15m級）消防広域化共同整備などについて、組合債を発行したものでございます。

次に、款 8 府支出金、項 1 府補助金の収入済額は、191 万 6 千円でございます。これは、大阪府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を受け入れたものでございます。

以上、歳入合計の収入済額は、50 億 318 万 4,698 円でございます。

続きまして、4 ページの歳出をご説明申し上げます。4 ページをご覧ください。

款 1 議会費、項 1 議会費の支出済額は 176 万 4,799 円でございます。これは、消防組合議会運営諸経費でございます。

次に、款 2 総務費の支出済額は 8,842 万 6,062 円でございます。内訳といたしまして、項 1 総務管理費 8,828 万 5,774 円でございます。これは、主に管理者・副管理者等の諸経費、職員の退職手当及び公平委員の報酬でございます。項 2 監査委員費 14 万 288 円でございます。これは、監査委員の報酬でございます。

次に、款 3 消防費、項 1 消防費の支出済額は、46 億 6,947 万 89 円でございます。これは、職員の給与・手当等と消防業務運営のための維持管理費等の経費でございます。また、翌年度繰越額の 488 万 4 千円は、防火服 30 着分の納期が遅延し、繰越明許させていただいたものでござ

います。

次に、款4公債費、項1公債費の支出済額は、2億2,408万6,305円でございます。これは、組合債に係る元利償還金でございます。

次に、款5予備費、項1予備費につきましては、流用により予算現額を150万3千円に減額しております。これは、令和6年能登半島地震に伴う緊急消防援助隊の派遣に係る災害対策旅費の支給に伴い、旅費へ充当したことによるものでございます。

以上、歳出合計の支出済額は、49億8,374万7,255円でございます。

歳入歳出差引残高は、1,943万7,443円でございます。こちらは、令和6年度へ繰越とさせていただきますが、この繰越金から先程の繰越明許488万4千円を除いた、1,455万3,443円につきましては、3市からの分担金に対する剰余金となるため、令和7年第1回の消防組合議会に補正予算として上程させていただき、柏原羽曳野藤井寺消防組合の分担金の按分方法に基づいて、3市に精算させていただきます。なお、8市町村からの広域関連負担金につきましては、入札後の金額確定後に請求をさせていただいておりますので、繰越金はございません。

また、歳入歳出の細目につきましては、5ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細書に記載しております。

25ページ以降は、一般会計実質収支に関する調書と財産に関する調書となっておりますので、後ほど併せて参照していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。以上で、ございます。

○草尾勝司議長 それでは、令和6年7月17日に行われました、決算の審査結果を代表監査委員から報告を受けます。

○巽完次代表監査委員（挙手）議長。

○草尾勝司議長 巽代表監査委員。

○巽完次代表監査委員 代表監査委員の巽でございます。よろしくお願いいたします。議案書の20ページをお開き願います。

令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算書の審査の結果を報告をいたします。審査につきましては、私、巽と三島監査委員で行いました。

第1、審査の対象につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算書でございます。

第2、審査の期日は、令和6年7月17日に大阪南消防組合2階会議室で審査を実施いたしました。

第3、審査の方法は、令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算書及び付属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、決算の計数が正確であるかを関係諸帳簿、証書類と照合して、予算の執行状況の適否について確認するとともに、審査の必要に応じて関係者の説明を聴取するなどの方法により実施いたしました。

第4、審査の結果。審査に付された決算書及び付属書類は計数的に正確であり、政令で定める書類、その他の証書類も適正に整備されておりました。

第5、審査の意見、審査に付された決算書等につきましては、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、諸書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認められます。

決算内容を令和4年度と比べますと、歳出総額で約18億8,500万円増加しておりますが、広域化による高機能消防指令センター整備と、富田林防署のはしご車整備が増加の主な要因となっており、この2件の広域化による増加を除きますと歳出は、おおむね例年どおりとなっております。

また、広域関連事業等は、有利な地方債の緊急防災・減災事業債を活用しており、その他の消防広域化初期費用には特別交付税が措置され、大阪府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金も受入れておりますので、予算執行状況としては適切であったと判断します。入札、検査等の業務につきましては、繰越明許が1件ございましたが、消防車両や資機材の更新もおおむね計画どおり進んでおり、適正と認められます。

要望といたしまして、8市町村による消防広域化が実現され、通常の防災対応能力は、強化

されていると感じておりますが、近年相次いで発生している地震、台風、集中豪雨などの大規模自然災害にも適切に対応するため、新たに創設された部隊には、対応資機材の充実を図り、より高度な専門教育を進めていくようお願いいたします。

併せて、組織力強化に最も重要な、優れた人材の確保や育成に向け、効果的な採用選考と研修派遣による教育などにも重点を置いていただくようお願いいたします。

また、老朽化が進んでいる消防庁舎につきましては、防災拠点の要となるため、消防組合で策定中の公共施設等総合管理計画を早期に完成させ、計画的に必要な予算措置を講じていただくようお願いいたします。

おわりに、広域化後も引き続き組合構成市町村との緊密な協議を行い、各消防団などの関係団体とも連携強化を図りながら、消防体制の充実強化に努めるよう強く要望します。

大阪南消防組合 代表監査委員 巽 完次

監査委員 三島克則

以上のとおり、令和5年度決算審査の結果を申し述べて終わりとさせていただきます。

○草尾勝司議長 代表監査委員の報告は、終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○草尾勝司議長 笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） 2点質問させていただきます。まず1点目は、決算書歳出の19ページにあります消防費の備品購入費にある高機能消防指令センター構築に18億3,700万円、はしご車（15m級）整備に1億1,693万円となっております。決算審査意見書では、広域関連事業は有利な地方債の緊急防災・減災事業債を活用しているとありましたが、その地方債の内訳について質問をさせていただきます。

また今後、広域化に限らず有利な地方債や特別交付税措置されるものなど、予定されているものがありましたらお示ししていただきたいと思っております。

○草尾勝司議長 答弁を求めます。

◎北野佳則会計管理者（挙手）議長。

○草尾勝司議長 北野佳則会計管理者。

◎北野佳則会計管理者 笹井議員のご質問に回答させていただきます。

まず1点目についてでございます。消防広域化による高機能消防指令センター構築と、はしご車（15m級）整備に活用した緊急防災・減災事業債は、起債充当率100%、交付税算入率70%の有利な地方債となっております。

今後の予定としまして、令和7年度の感染症対策に係る個室化工事等についても、緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。

次に、令和7年度の柏羽藤消防署の駐輪場増設工事は、消防広域化臨時経費として特別交付税50%を予定しております。

また、今後順次更新予定の緊急消防援助隊登録車両につきましても、引き続き補助金を要望してまいります。

当消防組合としては、今後も消防力の維持強化を継続できるよう、有利な地方債や補助金などを活用を行い、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

回答については、以上でございます。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○草尾勝司議長 笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） ご答弁、大変ありがとうございました。2件の備品購入についての交付税算入充当率、緊急防災の充当率や交付税充当率については理解をいたしました。今後、行われます工事等についても緊急防災の活用予定、有利な補助金の活用して行われることもよく分かりました。引き続き今後も財源確保への取組みを進めていただきますようお願いいたします。私の質疑を終わります。

○草尾勝司議長 他、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第14、認定第1号 令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の

認定については、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号については、これを原案どおり認定することといたします。

○草尾勝司議長 次に、日程第15、一般質問についてですが、今回16番、笹井喜世子議員より質問を受けております。笹井議員の質問を許可します。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○草尾勝司議長 笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） それでは一般質問をさせていただきます。令和6年4月から大阪南消防組合として運用が開始されました。広域化による様々な対応力のアップが示されてきたところではありますけれども、特にその中で消防・救急とも広域化により初動対応から現場到着時間が短縮をされ対応力が格段に向上するというふうなことも示されておりましたので、その現状と事例がありましたらご紹介をいただきたいと思います。以上が質問です。

○草尾勝司議長 答弁を求めます。

○山本克也警防部長（挙手）議長。警防部長、山本です。

○草尾勝司議長 山本警防部長。

○山本克也警防部長 お答えをさせていただきます。

まず、現場到着時間の短縮について、でございますが、広域化の重要項目であることは認識しております。広域化運用開始後、詳細な効果検証については、現在データを集積しているところですが、市町村の境界付近においては時間短縮が図られている例が多く見られています。

また、広域化前は各消防本部において救急出動が重なり、他の消防機関への応援要請も頻繁にありましたが、広域化以降、救急車が全隊出場してしまう状態は発生しておらず、広域化のメリットとして現れています。

また広域化により初動時の現場対応能力もご承知いただいているとおり、広域化前は第1出場で各消防本部6から10隊の消防隊でしたが、8市町村全体において10から12隊出場となり住民から安心感があるとの声を頂戴しております。

広域化後の奏功事例としましては、本年の4月に金剛山での山岳救助事案において、救出に時間を要し夕方から翌日の朝まで活動するという事案が発生しましたが、広域化に伴い隊数が増えたことにより、隊員の労務管理を考慮して交代しながらの活動が実施でき無事活動を終わることができました。仮に広域化前に同様の事案が発生していれば、単独消防のみでの対応は困難で、他の消防本部に応援要請しなければならない事案であったと考えています。引き続き、住民の安心・安全を守るべく広域化のメリットを生かし消防体制の強化を図ってまいります。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○草尾勝司議長 笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） ご答弁ありがとうございます。具体的な事例の紹介もいただきましてありがとうございます。

只今のご答弁から救急車の出場についての現状、また金剛山での山岳救助事案での活動内容をお聞きし、広域化のメリットが活かされているということがよく分かりました。今後におきましても、大規模自然災害にも適切な対応ができるよう、また住民の安全安心の確保のため、更なる対応力の強化に努めていただく事をお願いしまして、私の質疑を終わります。

○草尾勝司議長 日程第15、一般質問についての通告は以上となります。

○草尾勝司議長 ここで先ほどの休憩中に議会運営委員会委員長から、会議規則第96条により、お手元に配付いたしました写しのとおり、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出がありました。

お語りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続調査について、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○草尾勝司議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○草尾勝司議長 以上で付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年大阪南消防組合第3回定例会を閉会いたします。

△閉会 午前11時12分

地方自治法第 123 条第 3 項によりここに署名する。

大阪南消防組合議会

議長

菅原 由美子

大阪南消防組合議会

副議長

尾崎 哲哉

大阪南消防組合議会

新議長

草尾 隆司

大阪南消防組合議会

6 番議員

西田 いく子

大阪南消防組合議会

9 番議員

中村 保彦